

7 月 定 例 教 育 委 員 会 報 告

1 開催日時

平成30年7月18日(水) 15:30～16:10

2 出席者

委員 永田 政信

渡邊 敬

佐古 順子

村川 一恵

嶋崎 真英

教育長 遠藤 雅己

事務局

教育政策監 丸山 克彦 教育次長 吉村 武史

教育総務課長 三岳 和裕

教育総務課参事(小学校給食センター所長) 畑田 憲一

学校教育課長 江浪 俊彦 学校教育課参事 高木 修

社会教育課長 喜々津 武利 図書館長 鈴川 章子

社会教育課参事(新図書館整備室長) 松山 敬之

文化振興課長 大野 安生 教育総務課課長補佐 山崎 喜一郎

3 議事

《議案》

第13号議案 大村市教育関係表彰規則の一部改正について

《協議・報告事項》

長崎県学力調査の結果について

4 議事録

教育長	<p>ただ今から平成30年7月教育委員会定例会を開催します。</p> <p>本日の会議は定足数に達しております。</p> <p>議事日程1、前回会議録の承認を議題とします。原案のとおり会議録を承認することとしてよろしいでしょうか。</p>
全委員	はい。
教育長	<p>はい、ご異議ありませんので、承認することとします。</p> <p>議事日程2、教育長報告ですが、特別ございません。</p> <p>各委員から何か報告があれば、お願いいたします。</p>
教育長	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に議事日程3、第13号議案を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
教育総務課長	<p>第13号議案でございます。本日お配りさせていただいている資料をご覧ください。大村市教育関係表彰規則の一部改正について、教育委員会の審議を求めるものでございます。具体的な改正内容については、第13号議案の3枚目をご覧ください。新旧対照表を付けております。網掛け部分が修正箇所となっております。第6条、内申の方法についてですが、これまで教育委員会各課長及び学校長が内申を毎年9月末までにしなければならぬと規定しておりましたが、幼稚園に関しましては、こども未来部こども政策課が所管をしていることから、内申者として幼稚園長、及びこども未来部こども政策課長を加え、内申については、することができることに改めます。また、第2項で内申の期限をこれまで9月末までとしておりましたが、実質的に8月に行っていることから、内申の時期を8月末までに改めています。その次の4枚目、5枚目につきましては、様式の改正でございます。様式内の学校長という表記だったものを学校長、園長という表記に替え、学校という表記だったのを学校、園ということに改正をするものでございます。なお、この規則は公布の日から施行することとしています。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま第13号議案について、説明がありましたけども、質問等ございませんか。</p>
教育長	<p>幼稚園の場合は、こども政策課にシフトしてますので、規則改正ということでございます。ちょっと変則なんですけど、幼稚園教諭については文科省なんですけども、管轄は市の場合には、こども政策課に移っています。そういうところで、規則の改正ということでございます。</p> <p>ほかにございましたら、お願いします。</p>
教育長	<p>幼稚園教諭の指導については、そのままうちの方で行っているわけですね。</p>
学校教育課長	<p>指導につきましては、学校教育課の方で行っております。</p> <p>以上でございます。</p>

教育長	主管課が。
学校教育課長	こども政策課です。
教育長	よろしいでしょうか。それでは、質疑を終結します。ご意見はございませんか。
教育長	ご意見がなければ、採決します。第13号議案について、よろしいでしょうか。
全委員	はい。
教育長	第13号議案について、原案のとおり決定することにいたします。よろしくお願いいたします。

◎自由討論

熱中症対策について、村川委員から意見が述べられた。

大雨時の避難に関する学校の対応について、教育長から意見が述べられた。

◎協議報告事項

長崎県学力調査の結果について、学校教育課長から報告があった。

中学校給食センターの開所式の日程について、小学校給食センター所長から報告があった。

○次回の定例教育委員会開催の確認

8月定例教育委員会 8月8日（水） 13時30分から

教育長	これもちまして平成30年7月教育委員会定例会を終了します。14:10
-----	------------------------------------